

## 「独立行政法人北海道開発土木研究所の 発足に当たって」

齊 藤 智 徳\*



2001年4月1日独立行政法人北海道開発土木研究所（長いので以下「独法開土研」とします）が発足しました。1937年北海道廳土木部試験室として創設されて以来60数年間、国の行政機関の附属研究組織として北海道開発の一翼を担ってきましたが、今回、国の組織から切り離され、全く新しい組織「独立行政法人」として生まれ変わりました。

「独立行政法人とはどういう組織ですか？」とよく聞かれます。以下、固い話で申しわけありませんが・・・独立行政法人通則法によると、独立行政法人とは公共上の見地から、誰かが実施しなければならない事務・事業の内、民間では出来なく、かといって国が直接する必要のないものを既存の法規制、諸制度等に縛られず、適正かつ効率的に行う組織とされています。従って業務運営、研究形態の自由度は従来の研究所より増すこととなります。反面、今や当たり前になりつつありますが、業務運営、研究内容の事前事後チェックや情報公開が義務付けられています。

独法開土研の業務は「北海道開発局の所掌業務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うことにより、北海道の開発の推進に資する土木技術の向上を図る。」とされており、従来の研究所の規定とほぼ同じになっています。しかし、1月6日の中央省庁の再編に伴い、北海道開発局の業務の範囲が広がった事に連動して独法開土研の研究領域も広がっています。即ち、地方自治体の実施する道路、河川、農業、空港、港湾、漁港等の他、新たに住宅、都市、下水と言った分野が追加されました。これらの分野について、積雪寒冷地の過酷な気象条件等のフィルターをかけ、研究ニーズの発掘と共に研究開発に取り組む

必要があると考えています。

また、業務運営等に関して次のような目標ノルマが課せられています。

1. 一般管理費の削減。
2. 業務、研究情報の電子化。
3. 外部の有識者を加えて研究資源配分、運営管理、研究計画・成果の自己点検を行う。
4. 研究施設を大学、民間に開放する。
5. 他の研究機関からの研究者の受け入れ、他の研究機関への研究者の派遣。
6. 研究成果の普及、技術指導。

などです。既に一部実施されているものも有りますが、今まで以上に具体的な結果が求められています。そして5年後に国土交通省、農水省に設置された評価委員会の評価を受ける事になっています。その結果は・・・？

いずれにしても、今日本の社会構造は変わりつつ有ります。この大きなうねりの中に独法開土研も漂い始めました。周り是一片の霧の中ですが、進路ははっきりとしています。与えられた自由を最大に生かし、諸先輩が残された研究成果を更に大きく発展させ、北海道はもとより、積雪寒冷の厳しい気象条件下にある国内外にとっても必要不可欠な研究所であるとの評価を受けるよう努力したいと考えていますのでご理解とご協力をお願いします。

\*北海道開発土木研究所 理事長